

理事長業績評価実施規程

令和8年9月24日 理事長選考会議決定

(趣旨)

第1条 この規程は、理事長選考会議規程第2条第4号に規定する理事長の業績評価（以下「業績評価」という。）を行う場合の手続等に関し、必要な事項を定める。

(実施時期)

第2条 業績評価は、理事長の在任期間（再任の場合は、再任されてからの期間。以下同じ。）の最終年度に行う。

2 前項の規定にかかわらず、選考会議が必要と認めたときは、臨時で業績評価を行うことができる。

(提出資料)

第3条 理事長は、選考会議が指定した日までに、次に掲げる資料を選考会議に提出する。

(1) 中期計画の達成状況及びその評価等について記載した報告書（様式第1号）

(2) その他選考会議が必要と認める書類

(業績評価)

第4条 選考会議は、前条の規定により提出された資料に基づき、理事長の業績等について業績評価を実施する。

2 選考会議は、業績評価を行うに当たって、理事長に対し説明又は意見を聴くことができる。

3 理事長は、前項の説明又は意見に当たって、追加で資料を提出することができる。

(評価結果)

第5条 選考会議は、業績評価の結果について評価結果書（様式第2号）を作成しなければならない。

2 選考会議は、評価結果書を理事長に通知する。

(委任)

第6条 この規程に定めるもののほか、業績評価に関し必要な事項は、選考会議が別に定める。

附 則

この規程は、令和8年9月24日から施行する。

様式第 1 号

静岡県公立大学法人

理事長選考会議議長 様

氏名 _____

中期計画の達成状況及びその評価等について記載した報告書について、以下のとおり提出します。

--

(注) 本様式と同等の事項が記載されていれば、任意の様式による提出を妨げない。

様式第 2 号

静岡県公立大学法人 理事長業績評価 評価結果書

静岡県公立大学法人 理事長 様

静岡県公立大学法人
理事長選考会議議長

氏名 _____

下記のとおり、評価結果を通知する。

記

以上